令和７年度前橋市ＤＸ推進補助金交付要項

令和７年４月１日から適用

|  |
| --- |
| 取扱担当課　前橋市役所産業政策課（前橋市役所　本庁舎　６階）　　　　　　　　　電話　０２７－８９８－６９８３（直通）　　　　　　　　　　　　０２７－２２４－１１１１　　　　　　　　　電子メールアドレス　kougyou@city.maebashi.gunma.jp |

この補助金の交付目的、内容、交付手続等は、次のとおりです。

|  |  |
| --- | --- |
| 交付目的 | 市内の事業者が業務の効率化を目的とし、ソフトウェアの導入、開発等によりＤＸの推進又は既存業務のデジタル化に要した経費の一部を補助することにより、本市の産業活性化を図る。 |
| 内容 | 用語の定義 | １　小規模事業者等中小企業基本法第２条第５項に規定する小規模企業者又は個人事業主小規模企業者の範囲

|  |  |
| --- | --- |
| 業種 | 従業員数 |
| 卸売業、小売業、サービス業 | ５人以下 |
| 製造業その他 | ２０人以下 |

２　事業所　　事業者が自らの事業の活動場所として使用し、他者に賃貸する目的以外の建物等３　進出企業　　本市の工業専用地域、工業地域若しくは前橋都市計画亀里地区計画の地域又は平成２６年３月３１日に解散した前橋工業団地造成組合が造成した造成地内（住宅団地の用に供するものを除きます。以下この項において同じ。）若しくは群馬県企業局が造成した造成地内に２，０００平方メートルを超える土地を取得し、又は賃借し、自ら事業活動を行う企業 |
| 補助対象者 | 次のいずれにも該当するものとします。１ 市内で１年以上継続して業を営みその業による収益を得ている個人、会社（法人であっては株式会社、特例有限会社、合名会社、合資会社、合同会社、士業法人等)、又は進出企業２ 市税を完納しているものただし、次に掲げる業種の事業者を除きます。　(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条に規定するもの　(2) 日本標準産業分類（統計法（平成１９年法律第５３号）第２条第９項に規定する統計基準として総務大臣が公示した日本標準産業分類をいいます。）のうち、次に掲げるもの　　ア　Ａ－農業、林業　　イ　Ｂ－漁業　　ウ　Ｆ－電気・ガス・熱供給・水道業エ　Ｇ－情報通信業のうち中分類３９（情報サービス業）、中分類　　　　　４０（インターネット付随サービス業）Ｉ（卸売業、小売業）　　　　　　のうち電気事務機械器具小売業（中古品を除く）（5932）　　オ　Ｏ－教育、学習支援業のうち、中分類８１－学校教育　　カ　Ｐ－医療、福祉　　キ　Ｒ－サービス業（他に分類されないもの）のうち、中分類９３－政治・経済・文化団体、９４－宗教、９５－その他サービス業、９６－外国公務　　ク　Ｓ－公務（他に分類されるものを除きます。）３　暴力団排除に関する要件次に掲げる事項の全てに該当すること。(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと。　(2) 暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう以下同じ。）でないこと。(3) 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者でない　こと。(4) 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者でな　いこと。(5) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者でないこと。(6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者でないこと。(7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用　している者でないこと。(8) 暴力団員と密接な交友関係を有する者でないこと。 |
| 交付の対象となる事業及び経費 | １　対象事業　　市内事業所、工場、店舗（以下「事業所等」という）で行われる運営事業の業務効率化、課題解決としてDX（デジタルトランスフォーメーション）に取り組む事業であって、次のいずれにも該当するものとします。(1)市内事業所等での管理、使用を目的とした事業。(2)国、県、市、民間団体、企業等からの補助を受けない事業(3)補助対象事業費が１０万円以上の事業(4)交付決定後に着手し、令和８年２月２７日までに完了する事業(5)市内業者（前橋市内に本店・支店を有する者）へ発注する事業補助対象者は、発注する相手方を市内業者（前橋市内に本店・支店を有する者）としなければなりません。ただし、次のいずれかに該当する場合は市外事業者へ発注することができるものとします。　ア　市内業者では施工できないソフトウェアの開発等の発注　イ　市内業者では取り扱いのない設備等の発注２　対象経費（1）システム導入費　　　運営事業の課題解決に必要なシステム導入に係る費用。　　　ソフトウェア購入費、システム開発費（2）ハードウェア導入費※　　　システム運用に必要となるハードウェアの購入に係る費用　　　ただし、ハードウェア単独での申請は対象外とする。（3）システム使用料　　　運営事業の課題解決に必要なシステム使用に要する費用　　　ソフトウェア使用料（ライセンス料）、クラウドサービス利用料　　　ただし、月別での利用料については最大で１２か月分とし、分割での支払いは行わないもの。（4）初期設定費用　　　導入システムの運用における初期設定や操作指導にかかる経費※ハードウェアの導入経費はシステム導入経費の２分の１以内を対象経費とします。ただし、次に該当するものは補助対象外とします。(1)譲渡、交換、貸し付け、又は担保を目的とした事業(2)事業所外、私的な使用を目的とした事業(3)補助金交付決定以前に着手したものに係る経費(4)リースによる物件の取得に係る経費(5)汎用性が高い経費（ネット環境の構築など）(6)中古設備に係る経費(7)既存機器の撤去除却に係る経費(8)保守料やサブスクリプションによる経費(9)消費税等の公租公課(10)親会社、子会社、グループ会社等関連会社（資本関係にある会社、役員を兼務している会社等）、三親等以内の親族が経営している会社に支出する経費(11)その他本要項目的に合致しないもの |
| 交付金額 | 交付金額は予算の範囲内で、補助対象経費の３分の１(小規模事業者等にあっては２分の１)以内、補助金の通常上限額は１５０万円とし、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てます。ただし、前橋市事業所税納付事業者については、納税額（前橋市企業立地促進条例施行規則で定める事業促進助成金又は前橋市事業拡張サポート補助金に関する要綱で定める事業促進補助金の交付を受ける事業者で、交付額の算定基礎となる事業所税額が、本補助金（前橋市DX推進補助金）で対象となる事業所税額と重複する場合は、納税額から重複額を除いた額。）と５０万円を比較して少ない金額を交付額に加算できることとし、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てます。また、事業所税加算後の交付額は補助対象経費を上限とします。また、令和６年度前橋市生産性向上設備投資促進補助金、及びＤＸ推進補助金で当該期間分の加算を受けている場合は本補助金の事業所税加算はできません。 |
| 交付条件 | １　この補助金の利用は、１事業者につき１回まで。また、令和７年度前橋市生産性向上設備導入補助金を利用する場合、本補助金は利用できません。２　複数拠点に対する補助事業は対象外となります。３　補助対象者は、補助事業の遂行に関する報告及び実地調査に応じることを求められた場合は、これに応じなければなりません。４　補助対象経費の支払は、現金、現金振込で支払うこととし、令和８年２月２７日までに決済を終え、補助対象設備の所有権を自らが有することとします。　　ただし、市長がやむを得ないと判断する特別な事業があると認める場合は、この限りではありません。５　事業実施にあたり、各種ポイントや商品券等の還元があった場合は、交付決定額から控除します。６　補助対象者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした書類、帳簿等を常備し、事業終了後５年間保存し、提出を求められた場合は、これに応じなければなりません。７　補助対象者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した物品を市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、移動、譲渡、交換、貸し付け、又は担保に供してはなりません。ただし、補助対象者が補助金の全部に相当する金額を市に返還した場合並び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号）に定める期間を経過した場合は、この限りでありません。８　補助対象者は、前橋市補助金等交付規則（平成１０年前橋市規則第３４号）、本要項及び交付決定通知書に記載の交付条件を遵守し、事業を行わなければなりません。 |
| 交付申請の方法、時期等 | １　申請時期　　　ＤＸ推進　　令和７年５月１２日から５月２３日まで　下記の書類により申請してください。なお、押印は省略することが可能です。また、押印を省略した場合は、電子メールによる提出も可能です。（実績報告、請求も同様です。）２　提出書類(1) 交付申請書（様式第１号）(2) 見積書・仕様書 (3) 事業所所在地等を証明できる書類　　　（法人の場合は法人登記全部事項証明書の写し）　(4) 決算書（個人事業主の場合は確定申告書）　(5) 事業所税領収証（事業所税加算を受ける場合のみ）３　提出方法

|  |  |
| --- | --- |
| 窓口 | 前橋市役所６階産業政策課 |
| メール | kougyou@city.maebashi.gunma.jp午前０時００分～午後１１時５９分ただし、最終日は午後５時１５分までとします。 |

 |
| 交付申請の手続等 | 交付決定の時期等 | 　申請書類等の審査及び調査を行い、受理した日から３０日以内に、交付の可否、金額、条件等を決定し、通知します。１　抽選について　　申請金額の合計が予算額を上回った場合には、受付期間後に公開抽選を実施します。抽選実施の有無及び抽選結果等については本市ホームページに掲載します。 |
| 事業遂行状況報告書の提出 | 補助対象者は補助事業の実施状況について、事業遂行状況報告書を市が定める期日までに、市長に提出をしてください。 |
| 実績報告書の提出 | １　令和８年２月２７日までに事業を完了し、補助事業完了後３０日以内又は令和８年２月２７日のいずれか早い日までに、次の書類により報告してください。事業の完了とは支払い、納品、設置の全てが終了した状態のことを指します。　(1) 実績報告書（様式第３号）　(2) 補助対象経費の契約額を証明する書類の写し（請求書等）　(3) 補助対象経費の支払を証明する書類の写し（領収書等）　(4) 完成写真（設置写真及び型番部分の写真等）２　上記により提出された書類等の審査及び調査を行い、補助金額を確定し、補助金額確定通知書により通知します。 |
| 請求の方法、支払時期等 | １　補助金額確定通知書受領後、次の書類により請求してください。補助金交付請求書（様式第５号）２　上記請求書の内容を確認し、受理した日から３０日以内に支払います。 |
| 対象事業が変更等となった場合の手続 | 　補助対象者は、補助事業について、次の各項目に該当する変更があった場合、速やかに変更等承認申請書（様式第６号）を提出してください。１　補助対象経費の変更※　　補助対象経費が３０パーセント以上変更する場合２　代表者等の変更　　代表者及び所在地等が変更する場合３　その他補助事業の目的及び実施方法等について大幅な変更を希望する場合　ただし、交付決定通知書により通知した内容の変更を伴わない軽微な変更については申請書の提出は不要となります。 |
| 変更等承認決定の時期等 | 　変更等承認申請書を受理した日から３０日以内に、承認の可否を決定し、通知します。 |
| 交付決定の取消し又は補助金の返還 | １　次の場合は、補助金の交付決定の全部又は一部が取り消されます。(1) 偽りその他不正の手段により交付決定又は交付を受けたとき(2) この要項、交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき２　次の場合は、指定された期限までに、補助金を返還しなければなりません。(1) 補助金の交付を受けた後、補助金の交付決定を取り消された場合、その取消しに係る部分の金額(2) 交付を受けた補助金額が、交付の対象となる事業及び経費の実績額に基づき積算し、確定した金額を超える場合、その超える部分の金額 |
| 様式 | 申請書等の様式 | １　交付申請書（様式第１号）２　収支予定内訳書（別紙１）３　交付決定通知書（様式第２号）４　実績報告書（様式第３号）５　収支内訳書（別紙２）６　補助金額確定通知書（様式第４号）７　補助金交付請求書（様式第５号）８　変更等承認申請書（様式第６号）９　変更等承認通知書（様式第７号）10　事業遂行状況報告書（様式第８号） |